

有关离职换工作的特定技能外国人需要留意的事项

- 一、因离职换工作而住所有变更的情况下，搬到新的住所之日起 **14 天以内**需要到管辖市役所提交迁居申报。（日语：**転居届**）
- 二、换工作可以从事和之前一样的行业的工作。找工作时可以到当地的《公共职业安定所》（日语：**ハローワーク**）或上网进入《公共职业安定所》的主页搜索招人信息。《公共职业安定所》是由日本劳动局运营的综合雇用服务机关。
- 三、就职到新会社需要办理**在留资格变更许可申请**的手续。
- 四、如果就职到新会社之后不办理在留资格变更许可或者资格外活动许可的情况下从事相关工作的话，会有可能**取消在留资格并强制遣送回国**。
- 五、特定技能外国人的在留资格如果离职后没能找到新会社而**三个月以上不工作**的话，会有可能取消在留资格。
- 六、特定技能一号在留资格的期限最长为 **5 年**。离职后的**找工作的时间和往返国内的时间**也包括在内为 5 年。
- 七、离职后当事人需要到**出入国在留管理厅进行申报**。
申报名称：合同机构相关申报（终止合同）
「日语：**契約機関に関する届出** 参考様式 1 の 4（契約の終了）」
参考网站地址：
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00015.html

以上

オリーブ徳島社会保険労務士事務所

転職する特定技能外国人の皆さんへ

オリーブ徳島社会保険労務士事務所

あなたが特定技能外国人として転職にするにあたり、以下の留意点を説明します。

- 住居地を変更した場合には、新しい住居地に移転した日から14日以内に市町村に転居届を届け出てください。
- これまでの同じ業種で転職することができます。仕事を探す方法としてハローワークを利用することもできます。
- 新しい会社に転職する場合は、在留資格変更許可申請が必要です。
- 在留資格変更許可または資格外活動許可を受けることなく仕事をした場合は、在留資格の取消しや退去強制になることがあります。
- また特定技能外国人として仕事をせず3か月以上が経過すると、在留資格の取消しになることがあります。
- 特定技能1号の在留資格で在留できる期間は通算で5年が限度です。退職後の転職活動の期間や母国への一時帰国した期間も5年に含まれます。
- 今回の退職にあたり、あなたから出入国在留管理庁への届出が必要です。
届出名称：契約機関に関する届出 参考様式1の4（契約の終了）

https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/nyuukokukanri10_00015.html

以上